

1. 相談の窓口

相談窓口は、区役所をはじめとする公共機関のほか、区民の方々による身近な相談窓口もあります。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。なお、相談の際は事前に連絡をして、相手先・持ち物等を確認してください。

●区役所の相談窓口

相談内容	相談窓口	ページ
障害のある方（お子さま）に関する福祉全般の相談	障害者福祉課	9 ページ
健康面の相談	健康推進課 すみだ福祉保健センター	13 ページ 96 ページ
障害に関する総合相談・事業所支援等	障害者基幹相談支援センター	11 ページ
虐待の相談・通報	障害者虐待防止センター	
児童手当等の相談	子育て支援課	10 ページ
高齢者の相談	高齢者福祉課	
介護認定等の相談	介護保険課	
年金の相談	国保年金課	
就学相談・教育相談	教育センター	

●その他の官公署の相談窓口

相談内容	相談窓口	ページ
お子さまについての相談	江東児童相談所	13 ページ
職業相談	墨田公共職業安定所	14 ページ
障害のある方（お子さま）に関する福祉全般の相談	東京都心身障害者福祉センター	13 ページ

●民間の相談窓口

相談内容	相談窓口	ページ
福祉全般についての相談	身体障害者相談員・知的障害者相談員	15 ページ
生活についての相談	民生委員・児童委員	15 ページ
資金の貸付、ボランティア等の相談	墨田区社会福祉協議会	14 ページ
	すみだボランティアセンター	96 ページ

●障害者福祉課（区役所 本庁舎3階）

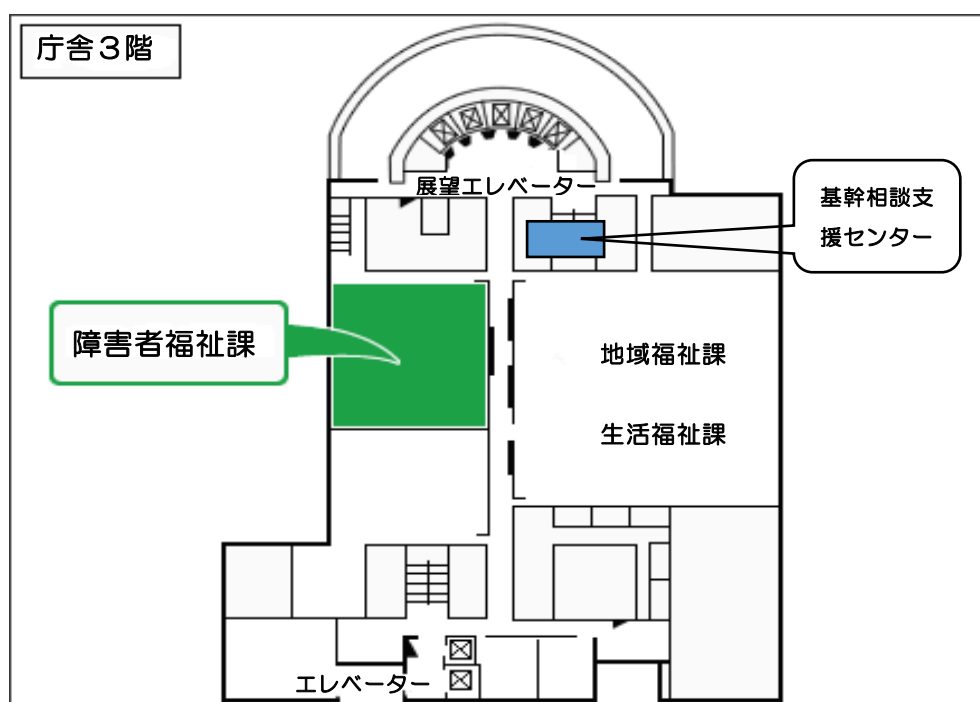
ファクシミリ 03-5608-6423

メールアドレス syougaihukus@city.sumida.lg.jp



QRコードを読み取ると、
メールアドレスが表示されます。

相 談 内 容	連 絡 先
・心身障害者（児）の福祉相談・指導・援護 ・身体障害者手帳の申請、愛の手帳の相談 ・日常生活用具、住宅設備改善費の助成、補装具等 ・自立支援医療費（更生医療）の助成、交通機関の割引等 ・障害福祉サービスの相談・申請 ・施設（作業所等）への入所相談、ホームヘルプサービス、短期入所（児童）に関する申請 など ・中等度難聴児補聴器購入費の助成	障害者相談係 電話 03-5608-6165 （身体障害者手帳関係） 電話 03-5608-1304 （愛の手帳関係）
・障害に関する総合相談、相談支援事業所等の支援 ・障害者差別に関する相談 ・障害者虐待に関する相談・連絡	障害者基幹相談支援センター 障害者虐待防止センター 電話 03-5608-1596
・心身障害者福祉手当、特別障害者手当等の給付 ・重度心身障害者医療費の助成、タクシー料金・自動車燃料費・助成共通券の交付 ・自動車改造、運転免許費用の助成、福祉電話 ・理美容サービス、緊急一時介護・保護 ・重度脳性麻痺者に対する手当支給 など	障害者給付係 電話 03-5608-6163
・障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）移動支援の申請	事業者係 電話 03-5608-6578



●その他区役所の窓口

窓 口	相 談 内 容	連 絡 先
子育て支援課	特別児童扶養手当、児童育成手当等給付 ひとり親家庭等の医療費助成 など	児童手当・医療助成係 電話 03-5608-6376 FAX 03-5608-6404
高齢者福祉課	紙おむつ支給、配食みまもりサービス 救急通報システム など	支援係 電話 03-5608-6168
	認知症、介護予防に関する相談	地域支援係 電話 03-5608-6502
	施設入所、高齢者の権利擁護に関する相談	相談係 電話 03-5608-6171
	各業務共通	FAX 03-5608-6404
介護保険課	介護保険制度全般についての窓口	管理・計画担当 電話 03-5608-6924
	介護保険事業者に関する苦情相談受付	給付・事業者担当 電話 03-5608-6544
	介護保険の要介護認定申請の窓口 認定に伴う訪問調査	認定・調査担当 電話 03-5608-6169
	各業務共通	FAX 03-5608-6938
国保年金課	国民年金に関する業務 障害基礎年金の申請 特別障害給付金の申請	国民年金係 電話 03-5608-6130
	後期高齢者医療制度 資格確認書等の発行 医療費に関する相談	後期高齢者医療資格・給付担当 電話 03-5608-6192
	後期高齢者医療制度 保険料について	後期高齢者医療保険料担当 電話 03-5608-8100
	各業務共通	FAX 03-5608-6402
建築指導課	東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出等	指導・道路担当 電話 03-5608-6267 FAX 03-5608-6409
学 務 課	特別支援学級や特別支援学校に関すること	事務担当 電話 03-5608-6303 FAX 03-5608-6411
教育センター	就学相談に関すること 教育相談に関すること	代表電話 電話 03-3622-1128
選挙管理委員会 事 務 局	選挙に関する業務 郵便等投票の申込	電話 03-5608-6320 FAX 03-5608-6412
防 災 課	災害対策に関すること 要配慮者サポート隊	電話 03-5608-6206 FAX 03-5608-6425

●墨田区障害者基幹相談支援センター

地域における相談支援体制の中核的な役割を担う機関として、障害者福祉課内に設置しています。障害のある方が安心して地域生活を送れるよう、以下の機能があります。

【機能】

- ① (1) 総合相談：相談先が分からない時に、相談内容に応じて情報提供や支援機関へおつなぎをします。
- (2) 専門相談：主に相談支援事業所等からの相談に対応します。
- ② 相談支援体制強化：相談支援事業所等の連携体制構築、人材育成等
- ③ 障害者虐待防止センター：「墨田区障害者虐待防止センター」項参照
- ④ 地域移行・地域定着：病院、入所施設への地域移行に関する普及啓発、地域定着の促進

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係内 墨田区障害者基幹相談支援センター

電話 03-5608-1596 FAX 03-5608-6423

メール kikansoudan@city.sumida.lg.jp

●墨田区医療的ケア児等コーディネーター

墨田区の障害者総合相談窓口である墨田区障害者基幹相談支援センターで受けた医療的ケア児・者、その家族及び支援者からの各種相談に対し、電話、メール、面接、訪問等を行い、総合的に対応します。

【対象者】

墨田区内にお住まいの医療的ケア児、ご家族、支援者※18歳以上の方もご相談いただけます。

【受付時間】

月曜日～金曜日の午前9時から午後5時（ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）

【問合わせ先】

障害者の総合相談窓口「墨田区障害者基幹相談支援センター」で受け付けます。相談内容をお聞きし、返信、面接、訪問等を行います。※「医療的ケア児等コーディネーターに相談」とお伝えください。

電 話 03-5608-1596

F A X 03-5608-6423

メー ル kikansoudan@city.sumida.lg.jp

窓 口 墨田区役所3階 障害者福祉課 墨田区障害者基幹相談支援センター
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋 1-23-20

●墨田区障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法※に基づき、障害のある方を虐待から守り、ご本人とその家族など養護者への支援を行うための相談窓口として、障害者福祉課（障害者基幹相談支援センター）内に設置しています。

※障害者虐待防止法…「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

（虐待の具体例）

身体的虐待	たたく、蹴る、つねる、縛る、閉じ込めるなどの暴行や拘束をすること
性的虐待	障害のある方に無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること

心理的虐待	どなる、ののしる、悪口を言う、無視をするなどの言葉や態度で、障害のある方に精神的な苦痛を与えること
放棄・放任 (ネグレクト)	食事を与えない、長時間放置する、医療・福祉等の必要なサービスを受けさせないなど、障害のある方の心身の状態を衰弱・悪化させること
経済的虐待	障害のある方の同意なしに（またはだまして）預金・年金・賃金などの財産を勝手に使うこと 日常生活に必要な金銭を渡さないなど不当に金銭の使用を制限すること

（虐待の種類）

障害者虐待防止法では、虐待をする側の立場により、次の３種類に分けています。

養護者虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待
障害のある方の介護や世話をしている家族・親族などによる虐待	障害のある方が利用するサービス事業所の職員による虐待	障害のある方を雇い働かせている事業主などによる虐待

虐待を受けたとき、虐待を発見したとき、虐待の疑いがあるときは・・・

下記に、ご連絡・ご相談ください。

匿名による連絡・相談も可能です。また連絡・相談をした方の情報は守られます。

虐待を発見した場合は、障害者虐待防止法により速やかな通報が義務付けられています。

【連絡・相談（通報）先】

墨田区 24 時間障害者虐待通報ダイヤル 電話 03-3625-1103

墨田区障害者虐待防止センター（障害者基幹相談支援センター内）

電話 03-5608-1596（平日午前8時30分～午後5時）

FAX 03-5608-6423

メール kikansoudan@city.sumida.lg.jp

※ファクシミリ及びメールは、夜間または土曜・日曜・祝日の返信ができません。

また、内容等により返信に日数がかかる場合や回答できない場合があります。

【緊急を要する場合】 警察（110番）

●障害を理由とする差別の解消に関する相談等窓口

障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした障害者差別解消法により、行政機関、事業者による障害者差別の禁止等が義務付けられています。区では、差別等事例の相談窓口を以下のとおり、設置していますので、ご相談ください。

※障害者差別解消法…「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

【障害者差別に関する相談窓口】

障害者福祉課 障害者相談係内 障害者基幹相談支援センター

電話 03-5608-1596 FAX 03-5608-6423

メール kikansoudan@city.sumida.lg.jp

【障害者差別解消法の制度等に関する問合せ先】

障害者福祉課 庶務係 電話 03-5608-6466 FAX 03-5608-6423

●健康推進課

健康に関する相談・指導を行っています。

【業務内容】

- ① 健康相談、保健・栄養指導
- ② 精神障害などの相談、医療助成
- ③ 難病医療費、小児慢性特定疾病医療費の助成

【所在地】

健康推進課地域保健担当 墨田区横川5-7-4

難病医療費助成、自立支援医療費助成、精神保健福祉手帳に関すること 電話 03-3622-9130

健康相談に関すること 電話 03-3622-9152

FAX 03-3623-2108

●高次脳機能障害の方の相談窓口

脳卒中や交通事故などで、高次脳機能障害を発症し、記憶障害や感情障害等でお困りの方のための相談（電話・窓口）を行っています。

【相談日時】

月曜日～金曜日の午前9時～午後4時＊祝日を除く

【相談場所】

すみだ福祉保健センター（向島 3-36-7）

【相談内容】

・療養相談、医療機関やリハビリ等の相談、就労支援・障害年金・障害福祉サービスの利用等の相談

【費用】

無料

【問合せ】

すみだ福祉保健センター 電話 03-5608-3738 FAX 03-5608-3730

●江東児童相談所

18歳未満の子どもに関する相談について、「ともに考え、問題を解決していく」東京都の相談機関です。

【業務内容】

- ① 子どもとその家族の必要な相談
- ② 児童福祉施設への入所措置、里親等への委託措置
- ③ 子どもを緊急に保護する場合の一時保護
- ④ 愛の手帳の交付・更新等の手続き

【所在地】

江東区枝川 3-6-9 電話 03-3640-5432 FAX 03-3640-5466

●東京都心身障害者福祉センター

身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所として、手帳の交付や補装具の処方・適合判定など、援護の実施者である区市町村に対する専門的支援を行っています。

【業務内容】

- ① 身体障害者手帳の交付（区役所障害者福祉課を通じて申し込んでください。）
- ② 補装具の判定（区役所障害者福祉課を通じて申し込んでください。）
- ③ 愛の手帳の判定・交付（判定予約は直接下記専用電話におかけください。）
※18歳未満の方は児童相談所にご相談ください。
- ④ 高次脳機能障害のある方の相談・支援（相談は直接下記専用電話におかけください。）

【窓口時間】

月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く）

【所在地】

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階

【愛の手帳（18歳以上）の判定予約専用電話】

電話 03-3235-2961 FAX 03-3235-2959

【高次脳機能障害専用電話相談】

電話 03-3235-2955 FAX 03-3235-2957

※受付は午後4時までとなります。

●墨田公共職業安定所（ハローワーク墨田）

担当の専門官が配置されており、ケースワーク方式による入念な職業相談が行われています。聴覚に障害のある方のために手話通訳付の相談日もあります。

【ご利用時間】

平日（月～金）

8時30分～17時15分 ※土・日・祝日は休み

【所在地】

墨田区江東橋 2-19-12 電話 03-5669-8609（代表） FAX 03-5600-6312

【障害のある方の職業相談コーナー】

上記代表電話にダイヤル後 48#をダイヤルしてください（自動音声案内）

●墨田区社会福祉協議会

地域住民の協力による地域福祉の推進を支援する民間団体です。

【業務内容】

- ① 小地域福祉活動（地域のささえあい活動）の推進・ふれあいサロン活動の推進
- ② 地域福祉プラットフォーム事業の推進
- ③ おもちゃサロン活動の推進
- ④ すみだ福祉サービス権利擁護センターの運営
- ⑤ すみだハート・ライン 21（住民参加型有料在宅福祉サービス）事業の実施
- ⑥ ミニサポート事業の実施
- ⑦ すみだファミリー・サポート・センター（子育て支援）事業の実施
- ⑧ 応急小口資金・生活福祉資金の貸付（→102 ページ）
- ⑨ 高齢者、障害者、児童・ひとり親家庭、福祉団体・施設への支援
- ⑩ 歳末たすけあい運動の実施
- ⑪ 地域の福祉に関する調査、普及・宣伝、連絡・調整
- ⑫ ボランティア活動の推進

【所在地】

墨田区東向島 2-17-14（すみだボランティアセンター内）

電話 03-3614-3900 FAX 03-3612-2944

●民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱された地域で活動するボランティアで児童委員も兼ねています。担当地域内の生活に困っている方や障害者、児童、高齢者などの問題について相談に乗り、内容に応じて関係機関へつなぎます。

【問合せ先】

地域福祉課 地域福祉担当 電話 03-5608-6150 FAX 03-5608-6403

●相談員

民間の協力者で心身に障害のある方の福祉全般に関する相談を行っています。

【利用方法】

相談はお近くの相談員へご連絡ください。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係

電話 03-5608-6165（身体障害のある方） 03-5608-1304（知的障害のある方）

FAX 03-5608-6423

身体障害者相談員

（令和10年3月31日まで）

氏 名	住 所	電 話
三宅 裕	墨田区東向島 1-2-7-202	080-3083-1419
高山 和子	墨田区緑 3-6-5-501	03-5610-9080
荘司 ちづ子	墨田区本所 3-28-10	03-3623-5404 (FAX)
篠木 修子	墨田区東向島 3-15-21-503	03-3619-5847 (FAX)
菊池 昌子	墨田区石原 3-27-1	03-3621-1891
伊藤 加代子	墨田区八広 4-19-12	03-3616-7480
小久保 明	墨田区亀沢 4-18-11 のぞみの家	03-3624-3154

知的障害者相談員

（令和10年3月31日まで）

氏 名	住 所	電 話
庄司 道子	墨田区亀沢 1-19-7	03-3626-5070
八代 純子	墨田区東向島 1-13-14	03-3610-5561
佐々木 啓子	墨田区堤通 2-8-15-1204	03-3613-5481
本間 芳美	墨田区錦糸 1-2-5-1201	03-3626-1174
高塚 裕子	墨田区横川 5-10-1-508	090-2743-9118